

2015年6月1日

**No.114「紙製の包装用材 Version2.9」、No.118「プラスチック製品 Version2.7」、No.128「日用品 Version1.16」の部分的な改定（No.112「文具・事務用品 Version2.0」制定による適用範囲の変更）について**

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

**1. 改定の経緯、概要**

6月1日付制定の「文具・事務用品 Version2.0」では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づく「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」の文具類 83品目を適用範囲として完全に対応させるため、これまでエコマーク商品類型 No.114「紙製の包装用材 Version2」で適用範囲としていたクラフトテープ(紙製包装用粘着テープ)、紙ガムテープおよび梱包用ペーパーバンド、同 No.118「プラスチック製品 Version2」で適用範囲としていた梱包用バンド、同 No.128「日用品 Version1」で適用範囲としていたごみ箱および缶・ボトルつぶし機(手動)(空き缶回収機器)を適用範囲とした。それを受けて、関連する現行基準の適用範囲を変更する。

**2. 改定箇所**

以下の商品類型における品目を適用範囲より削除する。

エコマーク商品類型 No.114「紙製の包装用材 Version2.9」

クラフトテープ(紙製包装用粘着テープ)、紙ガムテープおよび梱包用ペーパーバンド

エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.7」

梱包用バンド

エコマーク商品類型 No.128「日用品 Version1.16」

分類 E. 清掃・収納用品、室内装飾・芸術品におけるごみ箱

分類 K. 空き缶回収機器における手動式回収機器

**3. 改定日： 2015年6月1日**

以上